

要 望 事 項 要 旨

1 幡多広域的な要望事項（幡多三市一町一村区長会連絡協議会）

（1） 地震津波対策について

地震津波対策については、防災備蓄倉庫の整備、木造住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置など様々な補助事業が実施されてきました。しかし、その他にも住民から様々な要望が寄せられております。

その中でも防災資機材の購入については、毛布やトイレ等の消耗品が補助対象外となっており、災害時には必ず必要となるこれら防災資機材について、補助対象となるよう拡充をお願い申し上げます。

また、防災倉庫の建築確認についても、住民の命を守る施設であることから、小規模な防災倉庫については都市計画区域内でも建築確認の免除ができるよう要望いたします。

各個人の備えが重要なことはもちろんですが、近い将来発生するであろう南海トラフ巨大地震から県民の命を守るため、引き続き特別の御配慮をお願いいたします。

（2） 幡多地域における四国横断自動車道の整備促進について

四国横断自動車道の整備は、四国西南地域の観光・産業の発展に大きく寄与するものであり、地方創生を支える基盤として大きな期待をしております。また、災害時の緊急輸送、平時の医療機関への救急搬送など、「命の道」としても大きな役割を担うものであります。

当自動車道が四万十町窪川まで延伸されたことで、県西部の住民の高知市内への利便性が向上してきました。さらに西へ延びる窪川佐賀道路及び宿毛市と愛南町が協議を重ねてきた宿毛～内海間の整備促進が図られることは、幡多地域の活性化及び交流人口の拡大に繋がると思われます。

つきましては、早期のミッシングリンク解消のためにも、四国8の字ネットワークの形成に向けた事業費の拡充など格別の御尽力を賜りますようお願いいたします。

（3） 地域医療の確保について

昨今の医師不足は全国的な問題ではありますが、本県の人口10万人あたりの医師数は全国でも上位となっています。しかしながら、高知市を中心とする中央保健医療圏とその他の地域では大きな格差があり、地域医療を担っていくうえで深刻な医師不足が生じています。

これは、平成16年度に開始された新しい医師臨床研修制度により、研修医の自由意思で研修先を選べるようになり、大学医局に入局せずといわゆる3高（給料が高い、設備レベルが高く症例が多い、生活環境が便利である）の病院を研修先として希望するようになったことが発端となっています。

さらに、内科や外科、小児科などの専門医の質を上げるため、第三者機関が統一的な基準で認定する「新専門医制度」についても平成30年4月に開始予定とされており、都市部の大病院や大学病院などで研修を受ける医師の集中や、大病院などが指導医を増

やすために地方からの医師の引き上げが加速することが懸念されます。

これらのことから、医師の都市部や大病院への集中が進み、地方や小規模の病院によっては、医師の確保が困難となり、地域医療の崩壊が危惧されるところです。

今後、高知県医師養成奨学資金受給医師の増加も見込まれ、将来的には医師数の充足が期待されると思いますが、本県における若手医師の減少や地域偏在、診療科の偏在については未だ深刻な状況にあるため、県として住民が安心して医療を受けられるよう、地域の実情を踏まえ、地域医療を守るための緊急避難的措置を含むあらゆる手立てを講じることについて、今後も格別の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 有害鳥獣対策について

幡多地域におけるシカ、イノシシ、サル、カラス等の有害鳥獣被害については、住宅街にもイノシシが出没するなど、従来の中山間地域に加えて市街地近辺にまで被害が及ぶ事態となっております。

また、近年は、獣害防止柵の設置に係る補助や狩猟免許取得に係る補助等、各種支援策を実施していただき、柵による農地の保護や狩猟者による捕獲が行われているにもかかわらず、農林業被害は依然深刻な状況であり、個体数を大きく減少させるには至っていないものと思われま。

こうした課題を解決するため、減少傾向にある狩猟者の後継者対策や獣害防止柵等、ハード面の対策予算の増額に努めるなど、引き続き次の事項について御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

① 防護柵や捕獲報償金に対する補助

現在、国交付金により実施されている防護柵の設置や捕獲報償金の上乗せ等は、確実に成果を上げているものと考えております。平成29年度は前年度と比較しますと、防護柵予算の増額が図られたほか、捕獲報償金上乗せ予算も前年度並みに確保していただいているとお聞きしております。しかしながら、まだ十分な対策ができていない地域も多く残っておりますので、引き続き十分な予算確保と事業継続がなされるよう国に対し働きかけを行っていただくようお願いいたします。

② 狩猟免許取得及び捕獲器具等に対する補助

捕獲を推進するにあたっては、狩猟者の確保が最も重要であると考えます。本年度は新規免許取得者に対する補助と併せて、平成27年度で終了していた捕獲器具購入に対する補助も再開されるとお聞きしておりますが、両制度を引き続いて実施、拡充していただくようお願いいたします。

(5) 県道中村宿毛線の整備促進について

高知西南広域道路（大月町～黒潮町）の整備については、平成20年度から休止状態となっていましたが、その一部である県道中村宿毛線は、平成26年度に三原村下切～宿毛市石原間で事業化がなされ、現在4工区で鋭意整備を進めていただいております。

また、当路線の整備促進につきましては、四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村の3市2町1村で構成する「県道中村宿毛線整備促進期成同盟会」にて早期整備に向けた継続的な取り組みを行っているところです。

この路線は、幡多地域にとって、今後30年以内に発生する確率が高いといわれている南海トラフ巨大地震などの大規模災害時における避難路や緊急物資などの輸送路として、また、復旧・復興に際し国道の代替路線としても大変重要な道路でありますので、1日も早い完成を切にお願いし、次の事項について強く要望いたします。

① 事業中の下切～石原工区、広野工区、亀ノ川工区、上長谷工区の早期完成を図ること。

② 未整備のままとなっている深木～狼内工区の早期事業化を図ること。

(6) 宿毛フェリーの運航継続に対する支援について

宿毛～佐伯航路については、利用者の減少から平成16年に一度は運航が途絶えたものの、地元への影響を最小限に止めるべく県及び宿毛市ほか6市町村が支援体制を構築し、航路再生を支援した経緯があります。しかしながら、現在も、燃料費の高騰及び利用者の減少など多くの課題を抱えております。

これまで、四国西南地域と九州とを結ぶ重要な航路として海上国道に近い役割を果たしてきましたが、今後も、地域の産業発展・観光振興に大きな役割を果たしていくことを考慮し、運航の継続及び安定のため、格別の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 洪水・内水対策について（四万十市区長会）

① 四万十川の河床浚渫について

四万十川は、流域に暮らす住民にとって観光資源であり、漁業資源である一方で、大雨となれば暴れ川となり、近年では、平成17年9月の台風14号による不破地区全域の浸水など、多くの被害を受けてきました。現在の四万十川をみると山路側の土砂堆積などで河床が高くなっており、下流域住民の多くは河床の上昇による流下断面の減少により日本各地で起こっているような大洪水を大変危惧しております。国土交通省の管轄とは存じますが、継続的な浚渫工事の実施に向け高知県からも強力な後押しをいただきますようお願い申し上げます。

② 後川地域の浸水対策について

四万十市後川地域は、一級河川後川の支川である岩田川が中央に貫流し、河川沿いには団地なども整備され多くの方が生活をしていますが、この地域では長年洪水による浸水被害に悩まされ、特に内水による浸水は毎年発生しています。

そのような状況の中、平成28年9月に発生した台風16号においては、集中豪雨により、岩田川各所で堤防を越流する外水氾濫が発生しており、特に下流に位置する岩田地区は、カツラ山団地を守る既存の堤防を越え、浸水家屋36戸となる甚大な被害が発生しました。

この被害を受け、周辺の住民においては、再度集中豪雨が降れば、また同じ被害に見舞われるのではないかとの不安の声があがっております。

岩田川右岸の既設堤防は、左岸に比べ2メートル程度低く、一定の水量を越えると堤防を越え団地側に流れ込む状況であり、以前から堤防の改修の必要性を強く感じております。

また、後川から岩田川にかけて、河床に大量の土砂や樹木が生い茂っていることから、これも氾濫の原因ではないかと考えております。

つきましては、高知県としても被害要因を早急に究明し、再度の浸水被害を防止する抜本的な対策の実施を強くお願いを申し上げます。

(2) 南海トラフ巨大地震に伴う長期浸水対策について（宿毛市地区長連合会）

昨年発生した熊本地震以降、高知県においては南海トラフ巨大地震対策の見直しが行われ、避難所の耐震化や津波への対策など、防災・減災への取り組みがより一層加速していることと存じます。

宿毛市の長期浸水対策につきましては、昨年、知事よりハード・ソフト両面での対策の着実な実行と進捗管理に努める旨のお答えをいただいたところですが、住民からは依然として、長期浸水による衛生状態の悪化や避難生活の長期化がもたらす身体的、精神的苦痛に対して、不安の声が聴こえてきます。

つきましては、堤防のかさ上げ工事の早期完成に必要な予算の確保並びに長期浸水対策の更なる拡充について、格別の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 主要地方道宿毛宗呂下川口線、一般県道宗呂中村線の整備促進について (土佐清水市連合区長会)

宿毛宗呂下川口線及び宗呂中村線については、例年整備を実施していただきありがとうございます。これらの路線は、近隣住民には必要不可欠な生活基盤道路であり、また、災害時の有事の際は医療機関への輸送路として重要な路線であります。しかしながら、未改良区間が多いことから、安全に通行できない状況であります。

必要性、優先順位もあるかと思いますが、地域住民の安全性、利便性の向上のため、坂井～出合工区の早期完成と宗呂中村線の1.5車線的整備促進に向け、引き続き特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

(4) 住民の生活と産業振興を支える県道安満地福良線の早期完成について (大月町地区長自治会)

大月町橘浦から泊浦、龍ヶ迫を經由し芳ノ沢に至る県道安満地福良線は、幅員が狭隘でカーブが連続する区間が多く存在し、車両の安全な通行ができない状況です。特に橘浦及び龍ヶ迫住民にとっては、この県道が唯一の生活道でもあり、また、緊急時の輸送路としても重要な道となります。

そのような状況の中、平成15年度より橘浦から芳ノ沢までの区間で順次事業に着手していただいております。現在21工区のうち14工区までが完成するなど、着々と事業進捗が図られていることに対し、感謝申し上げます。

この道路のうち、橘浦から泊浦間は、大月町の主要産業であり第2期高知県産業振興計画にも位置付けられたマグロ養殖を支援する輸送道路でありますので、改良整備を加速していただきますとともに、泊浦から芳ノ沢間に数多く残る狭隘区間の改良整備につきましても、より一層のお力添えをいただき、早期の事業完成を切にお願いいたします。

(5) 県道土佐清水宿毛線の歩道整備について (三原村区長会)

当路線については、県の強力な御支援で改良整備が進行しているところでありますが、県道星ヶ丘三叉路から三原村農業構造改善センターの間には歩道がなく見通しの悪いカーブが続くうえ大型自動車の往来も多く、星ヶ丘団地から児童生徒が徒歩や自転車通学するには極めて危険な状況が日々続いております。

お陰様で現在、星ヶ丘団地から三原村保育所までの区間については、道路改良による歩道整備が進行しているところです。

次代を担う子供達や地域住民の安全のため、残りの区間の歩道整備を引き続き強く要望いたします。

3 各市町村独自の要望事項

(1) 四万十川の水質・景観保全について（四万十市区長会）

四万十川は、私たちが後世へ残す貴重な財産であります。現在、四万十川の水質の悪化や景観の変化が進むことで「清流四万十川」のイメージを損なうばかりでなく、水産資源の生育環境への影響、回廊地区への構造物の設置による災害の発生等を危惧しています。

水質の変化の原因のひとつである農作業時の四万十川への濁水流入につきましては、愛媛・高知両県において農業排水の濁水対策の取り組みとして濁水防止の止水板の配付・使用の啓発などに御尽力いただいております、愛媛・高知交流会議のなかでも継続して協議いただいておりますとお聞きしています。

今後とも、四万十川の水質保全については両県の共通認識のもと、協議を継続していただき、御支援御協力をお願い申し上げます。

また、四万十川の景観については、東北の震災以降再生可能エネルギーの活用が高まるなか、市内、四万十川流域においても発電設備が設置されております。四万十市でも昨年、三里地区や鶴ノ江地区にメガソーラーの計画がありました。申請は取り下げられていると聞いていますが、川辺の地域(特に、四万十川条例でいう回廊地区に当たる部分)は、たとえ希少な動植物が固定的に生息していない場所であっても、日常的に動植物の往来の場となり、四万十川ならではの生態系・環境・文化に関して重要な役割を担っています。また、回廊地区への構造物の設置は、景観を壊すのみにとどまらず、災害の原因にもなりかねないものです。

「再生可能エネルギー発電設備」の設置に関しては、地域住民への説明や同意を求めたり、災害対策に関する計画を盛り込んだ条例・規則の整備をお願い申し上げます。

(2) 宿毛湾港の活用問題について（宿毛市地区長連合会）

宿毛市では、四国西南地域の観光振興を図るためのクルーズ客船の寄港誘致など、地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んでおります。今後、これらの取り組みをさらに推進していくため、延伸工事中である防波堤の早期完成に必要な予算の確保と、広域的観光振興の観点からの更なる有効活用策につきまして、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 国道321号（馬路峠～町道泊浦分岐間）の改良整備の促進と大月町役場前までの区間延伸の改良整備について（大月町地区長自治会）

国道321号は、沿線住民にとって日常生活の安全性や利便性の向上に加えて、西南地域の産業・観光に欠かせない重要な路線であります。大月町中心部である弘見地区周辺では、車道幅員が狭く、歩道も設置されていない現状です。

このような状況の中、現在、大月町馬路峠から弘見の中心街を経由し、町道泊浦線までの区間において、歩道設置を目的とした改良整備を行っていただいております、全体延長2.1キロメートルのうち1.4キロメートルが完成するなど、着々と事業進捗が図られていることに対し、感謝申し上げます。

これまで以上の事業進捗をお願いしますとともに、歩行者及び通行車両の安全性を向上させ、持続的なまちづくりを進めるために、大月町の主要施設であります大月町役場までの区間延伸並びに改良整備について御検討をお願いいたします。